

福岡県持続化緊急支援金 申請要領

(申請のガイダンス)

個人事業者

「福岡県持続化緊急支援金」を装った詐欺に
ご注意ください

2020年6月23日時点版

はじめに

個人事業者

福岡県持続化緊急支援金とは？

新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広くお使いいただける支援金**を給付するものです。

この支援金は、国の「持続化給付金」の対象とならない事業者に対して、1回限り給付するものです。

給付額

法人は**50万円**、個人事業者は**25万円**

ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。計算の結果、給付額が0円以下となった場合は、支援金の給付はありません。

給付は1回限りとなります。

申請期間

2020年5月2日(土) ~ **同年7月31日(金)**

対象期間(支援金の給付要件を判定する期間)については、2020年1月から5月までとなります。

注:本ガイドライン内の「年度」とは「事業年度」のことをいう

はじめに

個人事業者

給付対象

【申請要件】

- 2020年1月～5月の期間(以下「対象期間」という。)のうち、ひと月の売上が前年同月比30%以上50%未満減少した月があること。
- **対象期間のうち、前年同月比50%以上減少した月がひと月もないこと。**
- 国の「持続化給付金」を申請していないこと。
別記「誓約事項」で掲げる項目に誓約していただく必要があります。
対象期間のうち、ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している月がある場合は、「福岡県持続化緊急支援金」の給付対象となりません。
(例えば、3月の売上が前年同月比50%減少、4月の売上が前年同月比30%減少となるときは、「福岡県持続化緊急支援金」の給付対象となりません。)

【対象者】

- **中堅・中小法人、個人事業者**
- **医療法人、農業法人、NPO法人等、会社以外の法人**
資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
確定申告の納税地が福岡県内である事業者が対象(法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地、個人にあっては住所等)。
風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者、政治団体、宗教上の組織もしくは団体は対象外。

概略(申請の流れ)

個人事業者

福岡県持続化緊急支援金の申請手順

- 1 福岡県持続化緊急支援金のホームページにアクセス
- 2 制度の概要を確認の上、メールアドレスを入力
- 3 入力したメールアドレスに、Web申請フォームのURLが記載されていることを確認し、URLへアクセス
セキュリティの関係上、本URLへのアクセスは一度のみとなりますので、必要書類等をご準備のうえで申請をお願いいたします。
- 4 誓約事項を確認の上、同意頂ける場合は手続きを続行
- 5 申請内容の入力・確認を実施
申請者情報 振込口座情報 売上額
- 6 必要書類を添付
2019年の確定申告書類の控え(收受日付印が押印されていること)
2019年の確定申告が完了していない場合は、2018年の確定申告書を提出してください。
2019年1月～2020年5月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等(で提出済みの書類は除きます)
本人確認書類
通帳の写し
特例を利用してご申請される場合は、P24以降に記載する各特例で必要となる書類も添付してください。

申請

福岡県持続化緊急支援金事務局にて、申請内容を確認
申請に不備があった場合は、メールでご連絡いたします。

申請内容に不備がなければ、通常2週間程度で、ご登録の口座に入金

3 收受日付印が押された確定申告書類をお持ちでない場合、P21を参照ください

申請の手続

個人事業者

通常の申請

1. 申請要件を確認する
2. 申請を実施する

申請の特例

通常の申請では不都合が生じる方のみご覧ください。

1. 申請要件を確認する – 給付対象

個人事業者

■ 申請要件・対象者

【申請要件】

2020年1月～5月の期間(以下「対象期間」という。)のうち、ひと月の売上が前年同月比30%以上50%未満減少した月があること。

対象期間のうち、前年同月比50%以上減少した月がひと月もないこと。

国の「持続化給付金」を申請していないこと。

2020年1月～5月の売上が前年同月比50%以上減少している月がある場合は、「福岡県持続化緊急支援金」の給付対象となりません。(例えば、3月の売上が対前年同月比50%減少、4月の売上が対前年同月比30%減少となるときは、「福岡県持続化緊急支援金」の給付対象となりません。)

【対象者】

- 中堅・中小法人、個人事業者
- 医療法人、農業法人、NPO法人等、会社以外の法人

資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

確定申告の納税地が福岡県内である事業者が対象(法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地、個人にあっては住所等)。

風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者、政治団体、宗教上の組織もしくは団体は対象外。

1. 申請要件を確認する－給付対象例

個人事業者

■ 給付対象

【給付対象となる場合】

2019年	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	50	60	40	50	60	40	40	60	50	60	40	50
2020年	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	40	24	28	40	対象期間						
減収率	20%	33%	40%	44%	33%							

減収率の求め方: (2019年の各月売上 - 2020年同月売上) ÷ × 100

減少率(最大): **44%**

→福岡県持続化緊急支援金給付の**対象となります。**

【給付対象とならない場合】

2019年	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	50	60	40	50	60	40	40	60	50	60	40	50
2020年	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	40	16	28	40	対象期間						
減収率	20%	33%	60%	44%	33%							

減収率の求め方: (2019年の各月売上 - 2020年同月売上) ÷ × 100

減少率(最大): **60%**

→福岡県持続化緊急支援金給付の**対象となりません。**

1. 申請要件を確認する－申請期間・方法

個人事業者

■ 申請期間・方法

1. 申請期間

給付金の申請期間は**2020年5月2日**からとなります。

申請内容に不備等が無ければ、2週間程度で給付することを想定しています(銀行振込)。

2. 申請方法

Web上での申請を基本とします。

■ 申請先 <https://www.kinkyushienkin.pref.fukuoka.lg.jp/>

パソコンやスマートフォン等を所有していないため、Web申請が困難な方のために、感染症対策を講じたうえで完全予約制の申請支援(必要情報の入力等)を行う窓口を設置しています。

予約方法等については、P22の「お問い合わせ先」へご連絡ください。

■ 入力必須事項

氏名	住所	業種
開業日	屋号・雅号	従業員数
性別	生年月日	連絡先
振込口座情報	2019年1月以降の売上額	

■ 申請内容を証明する書類等(証拠書類等)

青色申告の場合

(ア) 2019年分の確定申告書第一表の控え、及び所得税青色決算書の控え(少なくとも、2019年分の確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印されていること)

(イ) 2019年1月～2020年5月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等
(ア)で提出済みの書類は除きます

開業後1年未満の事業者の場合は、開業以降の月単位の売上がわかる帳簿等

(ウ) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

(エ) 本人確認書類

特例を利用してご申請される場合は、P24以降に記載する各特例で必要となる書類も添付してください。

白色申告の場合

(ア) 2019年分の確定申告書第一表の控え(収受日付印が押印されていること)

(イ) 2019年1月～2020年5月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等
開業後1年未満の事業者の場合は、開業以降の月単位の売上がわかる帳簿等

(ウ) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

(エ) 本人確認書類

特例を利用してご申請される場合は、P24以降に記載する各特例で必要となる書類も添付してください。

2019年分の確定申告を完了していない場合、又は、申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合、2018年分の確定申告書類等控えを提出してください。

1. 申請要件を確認する－誓約事項

個人事業者

■ 誓約事項

「福岡県持続化緊急支援金」の給付を受けようとする事業者の方は、以下の項目について、誓約いただく必要があります。

2020年1月～5月の期間(以下「対象期間」という。)のうち、ひと月の売上が前年同月比30%以上50%未満減少した月があります。対象期間のうち、前年同月比50%以上減少した月はひと月もありません。

国の持続化給付金の申請をしていません。

「福岡県持続化緊急支援金」の申請は今回が初めてです。

2019年以前から事業により売上を得ており、今後も事業を継続する意思があります。

福岡県が専門家に内容の確認等を行うことに同意します。

福岡県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。

福岡県から2020年(度)確定申告書類の求めがあった場合は、これに応じます。

福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しません。

虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じます。

1. 申請要件を確認する – 給付額の計算方法

個人事業者

■ 給付額の計算方法

給付額は、25万円を超えない範囲で、2019年の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとする。
(算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)
月間事業収入の減少分が前年同月比30%以上50%未満となる月の中で最も小さい売上額の月を【対象月】と呼びます。

【例】

対象月を2020年2月とした場合、年間事業収入を算出する直前事業年度は2019年(2019年1月から2019年12月)となります。

■ 給付額の算出式

S: 給付額(給付の**上限は25万円**となります)

A: 2019年の事業収入

B: 対象月の月間事業収入

$$S = A - B \times 12$$

計算の結果、給付額が0円以下となった場合は、支援金の給付はありません。

1. 申請要件を確認する – 給付額の算出例

個人事業者

■ 給付額の算出例

【給付金額の算出例 1】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年	50	60	40	50	60	40	40	60	50	60	40	50
合計: 600												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2020年	50	60	24	28	48	対象期間						

対象月

- 2019年の年間売上額: 600万円
 - 2019年3月の月間売上額: 40万円
 - 2020年3月の月間売上額: 24万円
 - 2019年4月の月間売上額: 50万円
 - 2020年4月の月間売上額: 28万円
- 2019年3月の月間売上額が40万円、2020年3月の月間売上額が24万円で、売上減少率は40%となる
- 2019年4月の月間売上額が50万円、2020年4月の月間売上額が28万円で、売上減少率は44%となる
- 2020年4月の売上減少率が最大であり、30%以上50%未満のため、給付対象となる
- 売上減少率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい売上額の月は2020年3月であるため、【対象月】は3月となる

$$600\text{万円}(2019\text{年総売上}) - 24\text{万円}(対象月売上) \times 12 = 312\text{万円} > 25\text{万円}(上限額) \quad \text{給付額} \mathbf{25\text{万円}}$$

ただし、青色申告決算書を提出しない者、月間事業収入の記載がない者、白色申告事業者等の相当の事由により2019年の各月の売上高が把握できないものは、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする

申請の手続

個人事業者

通常の申請

1.申請要件を確認する

2.申請を実施する

申請の特例

通常の申請では不都合が生じる方のみご覧ください。

2. 申請を実施する – 基本情報の入力

個人事業者

■ 基本情報の入力

基本情報として下記の項目をご入力ください。

項目名	概要
氏名	氏名を入力してください
氏名(カナ)	氏名をカナ表記で入力してください
郵便番号	郵便番号を入力してください
住所(納税地)	住所を入力してください
住所(納税地)(カナ)	住所をカナ表記で入力してください
業種	日本産業分類における大分類で該当する業種を選択してください
開業日	開業日を入力してください 個人事業の開業・廃業等届出書に記載の開業日を入力
屋号・雅号	屋号・雅号を入力してください
従業員数	従業員数を入力してください
性別	性別を入力してください
生年月日	生年月日を入力してください
連絡先氏名	連絡先となる方の氏名を入力してください
連絡先氏名(カナ)	連絡先となる方の氏名をカナ表記で入力してください
連絡先電話番号	連絡先となる方の電話番号を入力してください
連絡先郵便番号	連絡先となる方の郵便番号を入力してください
郵送先住所	書類の郵送先住所を入力してください
郵送先住所(カナ)	書類の郵送先住所をカナ表記で入力してください
月別売上額	2019年1月～2020年5月の月別売上額を入力してください 事業を行い売上額が0円の月は、0を入力してください

2. 申請を実施する – 口座情報の入力

個人事業者

■ 口座情報の入力

【ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合】

口座情報として下記の項目をご入力ください。

項目名	概要
銀行コード	銀行コードを入力してください
支店コード	支店コードを入力してください
口座種別	普通預金/当座預金から種別を選択してください
口座番号	口座番号を入力してください
口座名義	申請者名と一致する口座名義を入力してください
口座名義(カナ)	申請者名と一致する口座名義をカナ表記で入力してください

【ゆうちょ銀行の場合】

口座情報として下記の項目をご入力ください。

項目名	概要
記号	口座の記号を入力してください
番号	口座の番号を入力してください
口座名義	申請者名と一致する口座名義を入力してください
口座名義(カナ)	申請者名と一致する口座名義をカナ表記で入力してください

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付

個人事業者

■ 証拠書類等の添付

【添付にあたっての注意事項】

申請に当たり、証拠書類等の提出が必要になりますが、添付する際には注意事項がございます。

以下の内容を確認のうえ、添付をお願いいたします。

アップロードできるファイル形式は、pdf、jpg、png、xls、xlsx、doc、docx、ppt、pptx形式となります。

上記ファイル形式以外の場合、エラーとなります

ファイルの容量は、1ファイルにつき4MB、合計2GBまでとなりますので、1ファイルの容量が4MB以上の場合は、ファイルを分割またはファイル容量の縮小をお願いいたします。ただし、ZIP形式での書類添付はできません。

デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した画像ファイルのご提出も可能ですが、細かな文字が読み取れるよう、記載内容がはっきりと映っている画像ファイルの添付をお願いします（写真のファイルサイズが大きすぎる場合は、記載内容がはっきりと分かる範囲で画質を落とす、もしくはサイズを小さくして撮影してください）。

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付: 概要

個人事業者

■ 証拠書類等の添付

【添付書類の種類】

申請に当たり、以下4種類の証拠書類等の提出が必要になります。

書類の名前	書類の内容
2019年の確定申告書類の控え	2019年の確定申告書類の控え • 確定申告書第一表の控え(1枚)、所得税青色申告決算書(2枚) 少なくとも確定申告書第一表には収受日付印が押されている必要があります。 所得税青色申告決算書は青色申告の場合のみ提出
月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等	2019年1月～2020年5月の月単位の売上がわかる書類で提出済みの書類は除きます
通帳の写し	以下の情報が確認できるもの • 銀行コード • 支店コード • 口座種別 • 口座番号 • 口座名義人
本人確認書類	運転免許証、パスポート、健康保険証等

特例を利用してご申請される場合は、P24以降に記載する各特例で必要となる書類も添付してください。

2019年の確定申告が完了していない場合は、2018年の確定申告書を提出してください。

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付: 詳細内容

個人事業者

- 1 確定申告書類

2019年確定申告書類の提出が必要になります。

- 確定申告書第一表の控え(1枚)
所得税青色申告決算書(2枚)(白色申告の場合は不要)

少なくとも確定申告書第一表には収受日付印が押されている必要があります。

画像ファイルはpdf、jpg、png形式でご提出いただくよう、お願いいたします。

e-Taxを通じて申告を行っている場合、上記資料に相当するものを提出して下さい。

【確定申告書第一表の控え】

【所得税青色申告決算書】

e-Taxを通じて申告を行っている場合、P17を参照してください

16 収受日付印が押された確定申告書類をお持ちでない場合、P21を参照ください

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付: 詳細内容

個人事業者

-2 確定申告書類(e-TAXの場合)

2019年確定申告書類の提出が必要になります。

- 確定申告書第一表の控え(1枚)、所得税青色申告決算書(2枚)

確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている必要があります。「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されていない場合、「受信通知」の添付が必要となります。

画像ファイルはpdf、jpg、png形式でご提出いただくよう、お願いいたします。

e-Taxを通じて申告を行っている場合、上記資料に相当するものを提出して下さい。

【確定申告書第一表の控え】

【所得税青色申告決算書】

This is a screenshot of the Japanese tax return form (Form 1) for individuals. It is a large grid with multiple columns and rows, containing various categories of income and deductions. The form is titled '令和00年分の各種所得の申告書B' and includes fields for the taxpayer's name, address, and other personal information. The grid contains numerous small boxes for entering numerical data.

This is a screenshot of the Japanese tax return form (Form 1) for individuals. It is a large grid with multiple columns and rows, containing various categories of income and deductions. The form is titled '令和00年分の各種所得の申告書B' and includes fields for the taxpayer's name, address, and other personal information. The grid contains numerous small boxes for entering numerical data.

This is a screenshot of the Japanese tax return form (Form 1) for individuals. It is a large grid with multiple columns and rows, containing various categories of income and deductions. The form is titled '令和00年分の各種所得の申告書B' and includes fields for the taxpayer's name, address, and other personal information. The grid contains numerous small boxes for entering numerical data.

【受信通知】

This is a screenshot of an email notification from the tax authority. The email is in Japanese and contains information about the taxpayer's return. The subject line is '電子申告の受付通知' (Notification of Electronic Return Receipt). The body of the email contains a table with the following information:

項目	内容
提出先	44番事務所
納税者氏名	12345678901234
住所	〒12345678 東京都1区1-1-1
申告種別	個人事業主
申告年度	2019年1月1日～2019年12月31日
申告日	2020年1月15日
届出	個人事業主(個人事業主)
届出年度	平成30年1月1日～
届出種別	個人事業
届出の届出	届出
所得金額(給与等)	1,234,567円
所得金額(雑所得)	1,234,567円
所得金額(合計)	2,469,134円
所得割	個人事業主
申告の種別	個人事業
申告の種別	個人事業
申告の種別	個人事業

申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことが確認できるメール詳細がわかるもの。

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付: 詳細内容

個人事業者

月単位の売上がわかる書類等

2019年1月～2020年5月の月単位の売上がわかる売上台帳等を提出してください。フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳等でも問題ありません。ただし、提出するデータが2019年1月～2020年5月のデータであることを確認できる資料を提出してください(2019年 月と明確に記載されている等)。

の確定申告書類で提出済みの書類に含まれている月は除いていただいても結構です(例: 所得税青色申告決算書に記載されていない月の売上について、本項目の証拠書類としてご提出ください)

【提出データフォーマット例】

- 経理ソフトから抽出した売上データ
- エクセルで作成した売上データ
- 手書きの売上帳のコピー等

データはxls、xlsx、doc、docx、ppt、pptx形式、画像ファイルの場合はpdf、jpg、png形式でご提出いただくよう、お願いいたします。

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付: 詳細内容

個人事業者

通帳の写し

申請者名義口座の通帳の写しの提出が必要になります。
提出用の画像ファイルをご準備いただく際には、銀行コード・支店コード・口座種別・口座番号・名義人の確認できるよう、スキャンまたは撮影を行ってください。

電子通帳を利用しており、紙媒体の通帳を所持されていない場合は、電子通帳等の画面画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画面画像を提出してください。

・通帳のオモテ面

預金通帳	
123 4567890	様
BANK	

・通帳を開いた1・2ページ目

総合口座					
おなまえ					
サマ					
通帳限度額は次の通りです	科目	金額	変更後の金額	店番	口座番号
株式会社 銀行					

・電子通帳 画面画像

口座番号			
様			
お取引店名			
店番号	XXX	支店名	XXXX
預金種類	決済用残高(普通)	口座番号	XXXX
Web通帳			

！！ご注意ください！！

画像ファイルが不鮮明な場合や、銀行コード・支店コード・口座種別・口座番号・名義人の内、1つでも確認できない場合、振込作業が実施できず、給付金のお支払いができません！

2. 申請を実施する－証拠書類等の添付：詳細内容

個人事業者

本人確認書類

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できる形で提出してください。

運転免許証(両面)(返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。)

個人番号カード(オモテ面のみ)

写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)

在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限る。)(両面)

いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。

なお、 から を保有していない場合は、 又は で代替することができるものとします。

住民票の写し及びパスポート(顔写真の掲載されているページ)の両方

住民票の写し及び各種健康保険証の両方

2. 申請を実施する – 登録内容・証拠書類等の確認

個人事業者

■ 登録内容の確認

- ご確認事項への同意(記載内容の確認後ボタンを押下)
- 下記入力情報に誤りがないか確認
 - 基本情報(申請者情報・連絡先情報・売上額)
 - 口座情報

■ 証拠書類等の確認

- 下記添付資料に誤りがないか確認
 - 2019年の確定申告書類の控え
(2019年の確定申告が完了していない場合は、2018年の確定申告書類の控え)
 - 確定申告書第一表の控え(收受印が押されているものに限る)(1枚)
 - 所得稅青色申告決算書(2枚)(白色申告の場合は不要)
 - 2019年1月～2020年5月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等(で提出済みの書類を除く)
 - 通帳の写し
 - 本人確認書類
- 特例を利用してご申請される場合は、P24以降に記載する各特例で必要となる書類も添付してください。

お持ちの確定申告書に收受日付印が押されていない場合、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載のあるもの)を提出することで代替することができます。この場合、收受日付印のない確定申告書類の控えと納税証明書をご提出いただくこととなります。

なお、納税証明書の取得のために税務署へ来署される方が増えており、発行までにお時間を頂く場合があります。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用ください(請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間を頂く場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定ください)。詳しくは国税庁のHPの「[手続名]納税証明書の交付請求手続」をご覧ください。

確定申告書の控えをお持ちでない場合は、税務署にて確定申告書の閲覧申請を手続きください。閲覧申請は、納税地を所管する税務署の窓口で受け付けております。税務署にて、申告書等閲覧申請書にご記入の上、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、個人番号カード等)をご提示ください。

なお、必ず正式な手続き詳細については国税庁HPの「申告書等閲覧サービスの実施について(事務運営指針)」のページをご確認いただき、お手続きをお願いいたします。

2. 申請を実施する – 申請後の流れ・不正受給時の対応

個人事業者

■ 申請後の流れ

申請時に登録頂いた情報・証拠書類等の確認を実施させていただきます。申請内容・証拠書類に不備がない場合は、2週間程度でご登録いただいた口座にお振込みいたします。

なお、2週間程度でのお振込みは目安となりますので、2週間以降にお振込みとなる場合がございます。

申請内容において確認させていただきたい事項が発生した場合、登録頂いたメールアドレス宛に連絡させていただきます。

■ 不正受給時の対応

申請時に登録頂いた情報・証拠書類等について、不審な点が見受けられる場合、調査を実施する場合がございます。

調査の結果、不正受給と判断した場合は、支援金の返還に加え、支援金と同額の違約金の支払いを求める可能性がございます。

申請に必要な手続きは以上になります

お問い合わせ先

ご不明点等ございましたら、以下番号までご連絡ください。

福岡県持続化緊急支援金 相談窓口
0570 - 094894 (平日9:00 ~ 17:00)

「福岡県持続化緊急支援金」を装った詐欺にご注意ください

申請の手続

個人事業者

通常の申請

- 1.申請要件を確認する
- 2.申請を実施する

申請の特例

通常の申請では不都合が生じる方のみご覧ください。

特例でのご申請の場合、内容の確認等に時間を要するため、給付までに通常よりも時間を要する場合がございます。

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例

個人事業者

証拠書類等に関する特例

A

「確定申告期限の柔軟な取り扱いについて」(令和2年4月6日国税庁)に基づき、2019年分の確定申告が確定していない事業主に対する特例

給付額に関する特例

B-1-

新規開業特例

2019年1月から12月までの間に事業を開始した事業主に対する特例

B-1-

2020年新規開業特例

2020年1月から3月までの間に事業を開始した事業主に対する特例

B-2

季節性収入特例

月当たりの事業収入の変動が大きい者に対する特例

B-3

事業承継特例

事業収入を比較する2つの月の間に事業承継を受けた者に対する特例

B-4

罹災特例

2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する者に対する特例

特例でのご申請の場合、内容の確認等に時間を要するため、給付までに通常よりも時間を要する場合がございます。

A 2019年分の確定申告が確定していない 事業主に対する特例(1 / 2)

個人事業者

■ 特例の内容

2019年の事業収入に関する証拠書類等として、2019年分の確定申告書類を提出できない場合は、以下の書類を代替の証拠書類等として提出してください。

- 「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」に基づいて、2019年分の確定申告を完了していない場合、又は、申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合

→ 2018年分の確定申告書類等の控えを提出してください。

A 2019年分の確定申告が確定していない 事業主に対する特例(2 / 2)

個人事業者

2018年分の確定申告書類等を用いる場合

【特例適用時の算出例】

2019年の確定申告が未了のため、2018年の確定申告書類を提出する場合

- 給付額の算出式

$$S = A \quad B \times 12$$

S: 給付額(上限25万円)

A: 2018年の年間事業収入(特例適用の場合)

B: 対象月の月間事業収入

< 2018年(年間事業収入: 600万円) >

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	50	60	40	50	60	40	40	60	50	60	40	50

< 2019年 >

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	50	60	40	50	60	40	40	60	50	60	40	50

< 2020年 > 2019年2月の月間売上額が30%以上50%未満の減少

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	50	40	32	40	48							
減収率%	0	34	20	20	20							

対象月

$$600万円 - 40万円 \times 12 = 120万円 > 25万円$$

給付額 25万円

2020年の月間売上額の前年同月比の計算は、2019年の売上額に基づいて行う

B-1- 新規開業特例(1 / 2) (2019年1月から12月までの間に新規開業した事業者)

個人事業者

■ 特例の内容

2019年1月から12月までの間に新規開業した事業者は、下記適用条件を満たし、かつ新規開業を確認できる書類を提出する場合に限り、特例の算定式の適用を選択することができます。

2019年12月2日以降に新規開業した場合で、12月の実際の操業日数が少ない又は無いために下記の適用条件を満たさず、給付を受けられない方は、2020年新規開業特例を選択することができます。

- 適用条件

2020年の対象月の月間収入が、2019年の月平均の事業収入より30%以上50%未満減少している場合

- 給付額の算定式

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S:給付額(上限25万円)

A:2019年の年間事業収入

M:2019年の事業開始後月数(事業を開始した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす)

B:対象月の月間事業収入

【証拠書類等】

2019年の確定申告書類の控え(確定申告書第一表の控え(収受印が押されているものに限る)、所得税青色申告決算書

事業開始月～2020年5月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等(で提出済みの書類を除く)

通帳の写し

本人確認書類

個人事業の開業・廃業等届出書

開業日が2019年12月31日以前かつ提出日が2020年4月1日以前の開業届を添付してください。

受付印が捺印されているものを提出ください。

特例計算シート

申請手続きのトップページに掲載のエクセルファイルをダウンロードし、全ての入力項目をご記入のうえ、添付してください。

B-1- 新規開業特例(2 / 2) (2019年1月から12月までの間に新規開業した事業者)

個人事業者

■ 特例の内容

【特例適用時の算出例】

2019年10月に開業し、2020年3月を対象月とした場合

- 2019年の事業収入合計: 150万円
- 月平均の事業収入: 50万円

< 2019年-2020年 >

年	2019年									2020年				
月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
万円						40	60	50	40	40	28	40	40	

対象月

2019年の月平均の事業収入に比べて30%以上50%未満の減少



- 2019年の総事業収入 = 150万円
 - 2019年の開業月数 = 3ヵ月
 - 2020年の対象月の事業収入 = 28万円
- $150万円 \div 3 \times 12 - 28万円 \times 12 = 264万円 > 25万円$
- 給付額 25万円**

B-1- 2020年新規開業特例(1/2) (2020年1月から3月までの間に新規開業した事業者)

個人事業者

■ 特例の内容

2020年1月から3月までの間に新規開業した事業者は、下記適用条件を満たし、かつ新規開業を確認できる書類を提出する場合に限り、特例の算定式の適用を選択することができます。

- 適用条件

2020年の対象月の月間収入が、2020年の開業月から3月までの平均事業収入に比べて30%以上50%未満減少している場合

- 給付額の算定式

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S: 給付額(上限 25万円)

A: 2020年の開業月から3月までの事業収入合計

M: 2020年の開業月から3月までの月数(事業を開始した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす)

B: 対象月の月間事業収入

【証拠書類等】

個人事業の開業・廃業等届出書

開業日が2020年1月1日から3月31日までで、かつ提出日が2020年5月1日以前のものに限ります。

受付印が捺印されているものを提出してください。

2020年の開業月～2020年5月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等

通帳の写し

本人確認書類

特例計算シート

申請手続きのトップページに掲載のエクセルファイルをダウンロードし、全ての入力項目をご記入のうえ、添付してください。

B-1- 2020年新規開業特例(2 / 2) (2020年1月から3月までの間に新規開業した事業者)

個人事業者

■ 特例の内容

【特例適用時の算出例】

2020年1月に開業した場合

- 2020年の開業月から3月までの事業収入合計: 270万円
- 2020年の開業月から3月までの月平均の事業収入額: 90万円

年	2020年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	70	100	100	70	50							

対象月

2020年の開業月から3月までの事業収入合計 = 270万円

2020年の開業月数 = 3ヶ月

2020年の開業月から3月までの月平均の事業収入額 = 90万円

2020年5月の売上額 = 50万円

- 月平均の事業収入額が90万円、2020年5月の月間事業収入額が50万円で、売上減収率は約44%となる
- 売上減収率が30%以上50%未満であり、50%以上となっている月も存在しないため、給付対象となる
- 売上減収率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい事業収入額の月は2020年5月であるため、対象月は5月となる

$$270万円 \div 3 \times 12 - 50万円 \times 12 = 480万円 > 25万円$$

給付額 25万円

B-2 季節性収入特例(1 / 3) (月当たりの収入変動が大きい事業者)

個人事業者

■ 特例の内容

収入に季節性がある場合など、**特定期間の事業収入が年間事業収入の大部分を占める事業者**については、下記の適用条件を満たす場合に限り、特例の算定式の適用を選択することができます。

- 適用条件： および の両方を満たす必要があります。

少なくとも2020年の任意の1か月を含む連続した3か月(以下「対象期間」という)の事業収入の合計が、前年同期間の3か月(以下「基準期間」という)の事業収入の合計と比べて30%以上50%未満減少していること。

基準期間の事業収入の合計が2019年の年間事業収入の50%以上占めること。ただし、基準期間が2018年にまたがる場合においても、基準期間の事業収入の合計が2019年の年間事業収入の50%以上を占めること。

【証拠書類等】

2019年分の確定申告書第一表の控え、及び所得税青色決算書の控え(少なくとも、2019年分の確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印されていること)

基準期間が複数年にまたがる場合には、当該年分全てについて、確定申告書第一表の控え及び所得税青色決算書の控えを提出してください。

基準期間の開始月～2020年5月の月次の売上台帳等(で提出済みの書類の記載分を除く)

通帳の写し

本人確認書類

特例計算シート

申請手続きのトップページに掲載の**エクセルファイル**をダウンロードし、**全ての入力項目をご記入**のうえ、添付してください。

B-2 季節性収入特例(2 / 3) (月当たりの収入変動が大きい事業者)

個人事業者

■ 特例の内容

・給付額の算定式

$$S = A - B$$

S: 給付額(上限25万円)

A: 基準期間の事業収入の合計

B: 対象期間の事業収入の合計

【例】

毎年3月頃に収入が大きい者の場合で、連続する3か月が2018年にまたがらないパターン

単位: 万円

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2019年	0	0	300	200	100	0	0	0	0	0	0	0
2020年	0	0	200	150	100							

基準期間

対象期間

● 適用条件

基準期間の事業収入の合計 $0 + 300 + 200 = 500$ 万円

対象期間の事業収入の合計 $0 + 200 + 150 = 350$ 万円

2019年の事業収入の合計 $300 + 200 + 100 = 600$ 万円

条件 : 減少率 = $(500 - 350) \div 500 \times 100 = 30\%$ (満たす)

条件 : $500 \div 600 \times 100 = 83\%$ (満たす)

● 給付額

$$500 \quad - \quad 350 \quad = 150 \text{万円} > 25 \text{万円}$$

基準期間の事業収入 対象期間の事業収入

給付額 25万円

B-2 季節性収入特例(3 / 3) (月当たりの収入変動が大きい事業者)

個人事業者

■ 特例の内容

・給付額の算定式

$$S = A - B$$

S: 給付額(上限25万円)

A: 基準期間の事業収入の合計

B: 対象期間の事業収入の合計

【例】

毎年12月頃に収入が大きい者の場合で、連続する3か月が2018年にまたがるパターン

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2018年	200	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	300
2019年	200	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	200
2020年	150	0	100	0	0							

基準期間 単位: 万円

対象期間

● 適用条件

基準期間の事業収入の合計 $300 + 200 + 0 = 500$ 万円

対象期間の事業収入の合計 $200 + 150 + 0 = 350$ 万円

2019年の事業収入の合計 $200 + 100 + 200 = 500$ 万円

条件 : 減少率 = $(500 - 350) \div 500 \times 100 = 30\%$ (満たす)

条件 : $500 \div 500 \times 100 = 100\%$ (満たす)

● 給付額

$$\begin{array}{rcl}
 500 & - & 350 \\
 \text{基準期間の事業収入} & & \text{対象期間の事業収入} \\
 & & = 150 \text{万円} > 25 \text{万円}
 \end{array}$$

給付額 25万円

B-3 事業承継特例(1 / 3) (事業承継を受けた事業者)

個人事業者

■ 特例の内容

事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた事業者で、対象月の月間事業収入が前年同月の承継前の事業収入から30%以上50%未満減少している場合、以下の証拠書類等を提出することにより、特例の算定式を適用することができます。

2019年1月から12月の間に事業の承継を受けた場合は、当該特例は適用できません。ただし、『B-1 新規開業特例』の適用が可能です。

【証拠書類等】

2019年の確定申告書第一表の控え、及び所得税青色決算書の控え(少なくとも、2019年の確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印されていること)

事業の承継をした者の名義によるもの

2019年1月～2020年5月の月次売上台帳(で提出済みの書類の記載分を除く)

通帳の写し

本人確認書類

個人事業の開業・廃業等届出書

「届出の区分」欄において、「開業」を選択していること。

2019年の確定申告書類の控えに記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。

「開業・廃業等日」欄において、開業日が2020年1月1日から同年4月1日までの間とされていること。

提出日が開業日から1か月以内であり、税務署受付印が押印されていること。

特例計算シート

申請手続きのトップページに掲載のエクセルファイルをダウンロードし、全ての入力項目をご記入のうえ、添付してください。

B-3 事業承継特例(2 / 3) (事業承継を受けた事業者)

個人事業者

■ 特例の内容

- 給付額の算定式

$$S = A - B \times 12$$

S: 給付額(上限25万円)

A: 事業の承継を行った者の2019年の年間事業収入

B: 事業の承継を受けた者の対象月の月間事業収入

- 適用要件: 事業承継日は以下の条件を満たすこと

→ 2020年1月1日と同年4月1日の間で、かつ対象月以前であること(対象月と同月も可能)

【例】2020年3月に事業者Xから事業者Yに事業承継が行われた場合

単位: 万円

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2019年	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
2020年	20	20	18	14	18							

事業の承継を行った者の2019年4月の月間事業収入: 20万円

事業の承継を受けた者の2020年4月の月間事業収入: 14万円

➤ 減少率 = $(20 - 14) \div 20 \times 100 = 30\%$

→ 30%以上50%未満のため、給付対象となる。

→ 売上減少率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい売上額の月は2020年4月であるため、対象月は4月となる。

→ 事業承継日は2020年3月であり、対象月よりも以前の月なので適用要件を満たす。

- 給付額

事業の承継を行った者の2019年の年間事業収入 240万円

事業の承継を受けた者の対象月の月間事業収入 14万円

$$240 - 14 \times 12 = 72 \text{万円} > 25 \text{万円}$$

給付額 25万円

B-3 事業承継特例(3 / 3) (事業承継を受けた事業者)

個人事業者

■ 特例の内容

- 給付額の算定式

$$S = A - B \times 1.2$$

S: 給付額(上限25万円)

A: 事業の承継を行った者の2019年の年間事業収入

B: 事業の承継を受けた者の対象月の月間事業収入

- 適用要件: 事業承継日は以下の条件を満たすこと
 → 2020年1月1日と同年4月1日の間で、かつ対象月以前であること(対象月と同月も可能)

【例】2020年3月に事業者Xから事業者Yに事業承継が行われた場合

単位: 万円

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2019年	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
2020年	14	20	20	20	20							
	対象月		事業承継									

事業の承継を行った者の2019年1月の月間事業収入: 20万円

事業の承継を受けた者の2020年1月の月間事業収入: 14万円

➤ 減少率 = $(20 - 14) \div 20 \times 100 = 30\%$

→ 30%以上50%未満のため、給付対象となる。

→ 売上減少率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい売上額の月は2020年1月であるため、対象月は1月となる。

→ 事業承継日は2020年3月であり、対象月以降の月なので**適用要件を満たさない**。

→ 事業収入を比較する2つの月の間に事業承継が行われていないため、**当該特例の適用対象外**となる。

B-4 罹災特例(1 / 3) (罹災の影響を受けた事業者)

個人事業者

■ 特例の内容

災害の影響を受けて、本来よりも2019年の事業収入等が下がっている場合は、2018年又は2019年の罹災証明書等(発行する地域によって名称が異なるため、同義の書類であれば証拠書類等として認められます)を提出する場合に限り、2019年の事業収入に代えて、罹災した前年の事業収入と比較して、給付額を算定することができます。確定申告書類の控えは、罹災証明書の前年のものを提出してください。

■ 適用要件

2020年1月～5月の期間のうち、ひと月の売上が、**罹災証明等を受けた日の前年**同月比30%以上50%未満減少した月があります。

【証拠書類等】

罹災前年分の確定申告書第一表の控え、及び所得税青色決算書の控え(少なくとも、2019年の確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印されていること)

罹災前年分および2020年1月～2020年5月の月次売上台帳(で提出済みの書類の記載分を除く)

通帳の写し

本人確認書類

罹災証明書等

発行年は、2018年又は2019年のものに限りません。

特例計算シート

申請手続きのトップページに掲載の**エクセルファイル**をダウンロードし、**全ての入力項目をご記入**のうえ、添付してください。

B-4 罹災特例(2 / 3) (罹災の影響を受けた事業者)

個人事業者

■ 特例の内容

● 給付額の算出式

$$S = A \times B \times 12$$

S: 給付額(上限25万円)

A: 罹災証明等を受けた日の前年の年間事業収入

B: 対象月の月間事業収入

【例】2019年1月～3月に罹災の影響を受け、2019年2月に罹災証明等を受けた場合

この場合は、2018年の確定申告書類の控えを提出してください。

< 2018年(年間事業収入: 600万円) >

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	50	50	50	50	60	40	40	60	50	60	40	50

< 2019年 >

■ : 罹災の影響を受けた月 □ : 罹災証明等を受けた日

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	25	25	25	50	60	40	40	60	50	30	40	50

< 2020年 >

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	50	50	30	50	60							

対象月

罹災証明等を受けた日の前年である2018年3月の月間事業収入: 50万円

2020年3月の月間事業収入: 30万円

➤ 減少率 = $(50 - 30) \div 50 \times 100 = 40\%$

→ 30%以上50%未満のため、給付対象となる

→ 売上減少率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい売上額の月は2020年3月であるため、対象月は3月となる

● 給付額

罹災証明等を受けた日の前年である2018年の年間事業収入: 600万円

対象月の月間事業収入: 30万円

$$600 - 30 \times 12 = 240万円 > 25万円$$

給付額 25万円

B-4 罹災特例(3 / 3) (罹災の影響を受けた事業者)

個人事業者

■ 特例の内容

【例】2018年10月～2019年3月に罹災の影響を受け、2018年11月に罹災証明等を受けた場合

この場合は、2017年の確定申告書類の控えを提出してください。

< 2017年(年間事業収入:600万円) >

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	50	50	50	50	60	40	40	60	50	60	40	50

< 2018年 >

■ : 罹災の影響を受けた月 □ : 罹災証明等を受けた日

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	50	50	50	50	60	40	40	60	50	30	20	25

< 2019年 >

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	25	30	20	50	60	40	40	60	50	60	40	50

< 2020年 >

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
万円	50	50	30	50	60							

対象月

罹災証明等を受けた日の前年である2017年3月の月間事業収入:50万円

2020年3月の月間事業収入:30万円

➤ 減少率 = $(50 - 30) \div 50 \times 100 = 40\%$

→ 30%以上50%未満のため、給付対象となる

→ 売上減少率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい売上額の月は2020年3月であるため、対象月は3月となる

● 給付額

罹災証明等を受けた日の前年である2017年の年間事業収入:600万円

対象月の月間事業収入:30万円

$600 - 30 \times 12 = 240$ 万円 > 25万円

給付額 25万円